

## 航空特殊無線技士試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

法 規 12問 } 24問 1時間  
無線工学 12問

### 法 規

〔1〕 無線局の無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務省令で定める場合を除き、どのような手続をとった後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならないか。次のうちから選べ。

- 1 総務大臣の検査を受け、当該工事の結果が許可の内容に適合していると認められた後
- 2 当該工事の結果が許可の内容に適合している旨を総務大臣に届け出た後
- 3 工事が完了した後、その運用について総務大臣の許可を受けた後
- 4 総務大臣に運用開始の予定期日を届け出た後

〔2〕 次の記述は、「航空用DME」の定義である。電波法施行規則の規定に照らし、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「航空用DME」とは、960MHzから1,215MHzまでの周波数の電波を使用し、航空機において、当該航空機から地表の定点までの を測定するための無線航行業務を行う設備をいう。

- 1 方位
- 2 飛行距離
- 3 飛行時間
- 4 見通し距離

〔3〕 総務大臣が無線従事者の免許を与えないことができる者はどれか。次のうちから選べ。

- 1 無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から5年を経過しない者
- 2 日本の国籍を有しない者
- 3 無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者
- 4 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

〔4〕 無線局の臨時検査（電波法第73条第5項の検査）が行われることがあるのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 無線設備の変更の工事を行ったとき。
- 2 無線局の再免許の申請をし、総務大臣から免許が与えられたとき。
- 3 無線従事者を選任したとき。
- 4 総務大臣から臨時に電波の発射の停止を命じられたとき。

〔5〕 無線局の免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときに総務大臣が行うことができる処分はどれか。次のうちから選べ。

- 1 期間を定めて行う周波数の制限
- 2 期間を定めて行う通信の相手方又は通信事項の制限
- 3 送信空中線の撤去の命令
- 4 期間を定めて行う電波の型式の制限

〔6〕 無線局の免許人は、無線従事者を選任し、又は解任したときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 2週間以内にその旨を総務大臣に届け出る。
- 2 遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出る。
- 3 1箇月以内にその旨を総務大臣に報告する。
- 4 速やかに総務大臣の承認を受ける。

# 航空特殊無線技士試験問題

## 法 規

〔7〕 一般通信方法における無線通信の原則として無線局運用規則に定める事項に該当しないものはどれか。次のうちから選べ。

- 1 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 2 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 3 無線通信は、長時間継続して行ってはならない。
- 4 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。

〔8〕 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 空中線電力をなるべく小さくして注意しながら呼出しを行う。
- 2 直ちにその呼出しを中止する。
- 3 混信の度合いが強いときに限り、直ちにその呼出しを中止する。
- 4 中止の要求があるまで呼出しを反復する。

〔9〕 航空移動業務の無線局が無線電話通信において、無線機器の試験又は調整のため電波を発射するときの「本日は晴天なり」の連続及び自局の呼出符号又は呼出名称の送信は、何秒間を超えてはならないか。次のうちから選べ。

- 1 30秒間
- 2 15秒間
- 3 10秒間
- 4 5秒間

〔10〕 次の記述は、航空機局の運用について述べたものである。電波法の規定に照らし、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

航空機局の運用は、その航空機の  に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、電波法第52条各号に掲げる通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 1 離陸時及び着陸時
- 2 整備中
- 3 航行中及び航行の準備中
- 4 航行中

〔11〕 次の記述は、呼出符号の使用の特例について述べたものである。無線局運用規則の規定に照らし、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

航空局又は航空機局は、連絡設定後であって  のおそれがないときは、当該航空機局の呼出符号又は呼出名称に代えて、総務大臣が別に告示する簡易な識別表示を使用することができる。ただし、航空機局は、航空局から当該識別表示により呼出しを受けた後でなければこれを使用することができない。

- 1 混同
- 2 混信
- 3 妨害
- 4 途絶

〔12〕 遭難航空機局が遭難通報を送信する場合の送信事項に該当しないものはどれか。次のうちから選べ。

- 1 遭難した航空機の識別又は遭難航空機局の呼出符号若しくは呼出名称
- 2 遭難の種類及び遭難した航空機の機長のとらうとする措置
- 3 遭難した航空機の位置、高度及び針路
- 4 遭難した航空機の乗員の氏名